

## 平成 26 年度第 3 回亀岡市情報公開・個人情報保護審議会（3 月 3 1 日開催）

### 議事録

（事務局）

ただ今から亀岡市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。委員の皆様には、年度末の大変お忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。開会にあたり、会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

（会長）

年度末お忙しい中、ご苦勞様です。人事異動の内示が出て、京都学園大学はご存じのとおり太秦に新しいキャンパスができました。入学式は亀岡で行い、バイオ学部などは亀岡にあります。今日もご議論いただきますが、番号制度など、新しい制度が急速に動き出していますので、委員各位には新年度にもまたお世話になることと思います。本日は諮問事項がありますので、慎重にご協議いただきますようよろしくお願いいたします。

（事務局）

ありがとうございました。この会議は公開としており、会議要旨を市のホームページ、そして 1 階の市民情報コーナーで公表する予定としておりますので、ご了承をお願いいたします。本日の審議会につきましては、亀岡市個人情報保護条例の一部改正について、諮問させていただきます。そしてご審議を賜りたいと思っております。お手元に、既に諮問書の写しをお配りしております。それでは、会議の進行につきましては、会長に議長としてお願いしたいと思います。

（会長）

本日は、今ご説明いただいた通り、個人番号制度に伴う亀岡市個人情報保護条例の改正についてご議論いただきます。それ以外に、報告事項が 3 件あります。それでは、諮問事項の個人情報保護条例の一部改正について、事務局から説明してください。

（事務局）

《資料に基づき説明》

（委員）

認知症の人など、マイナンバーが通知されてもわからない人もいると思いますが、どうなりますか。

（事務局）

マイナンバーの通知は世帯ごとに出しますので、ご家族に受け取っていただくことになり

ます。家族や後見人のない人は、また後ほど話しがありますが、健康福祉部でネットワークを作っておりますので、そちらとの連携ということになるかと思います。

(会長)

10月に、全市民に一つずつ12ケタの番号が配られ、来年の1月1日以降、希望者には顔写真入りの番号カードが交付されます。これまでの住基カードと違い全国で通用し、運転免許証やパスポートに匹敵するようなもので、逆に言うとなりすましや悪用の危険性もあります。当面は税と社会保障と災害対策に限り使われ、順次、事務が広がられます。各自治体は、条例により、図書館利用カードや施設の利用証としても使えるようになりますが、亀岡市ではまだ予定はないのですか？

(事務局)

はい、今のところございません。

(会長)

民間企業も番号が付番されるので、研修や説明会を行っているところです。亀岡市も、今日の提案のとおり、法律に伴う最低限の個人情報保護条例の改正を6月市議会に提案する予定です。

(委員)

個人番号制度については、どの立場で見ると。たとえば住基カードは持っている人の利益の方が強い。それがこの個人番号カードになると、国や地方自治体のメリットが私たちのメリットよりも強いように感じます。行政機関は、個人の納税額や滞納額が一目でわかるが、私たちにとってはむやみに明らかにされたくない情報です。そして情報漏洩の心配もあり、悩ましいところですが、私たちのこの審議会は、番号法が施行されることによって、あるいは市の運用によって、市民が不利益を被らないために議論する場だと思っています。

(委員)

マイナンバーをやり取りされた記録を確認できると言われても、パソコンが使えなければわかりません。高齢化になり、社会の変化についていけない人はますます増えていきます。ゴミの分別方法が変わった時は、町ごとに市の担当者が説明に来られましたが、マイナンバーは特に個人に関わることで、ゴミの分別のように隣の人に気楽に聞くことはできません。もっと詳しい説明の場を設けるべきだと思います。

(委員)

私は番号カードができたなら貰おうと思っておりますが、申請制なので、カードを貰わなければそこから情報が漏れることはないと思います。

(委員)

自分がその番号を提示できなかつたら、色々と不利益なことがあるのですね。

(事務局)

手続きにおいて、番号を提示することによって添付書類が不要になります。番号を書かなければ、税の証明書などの添付書類を付けなければならないということになります。

(委員)

番号カードを常に持ち歩いていなくても、紛失してしまっても、それによって手続きが煩雑になるだけということですか。

(事務局)

そうです。紛失した時は、新しい番号を取り直した方が安全です。

(会長)

パスポートの申請には、これまでは住民票が必要でしたが、現在は住基ネットが旅券事務所につながっており、住民票は不要となりました。これが利便性の典型的な例です。

(事務局)

所得制限のある制度でしたら、今は所得証明書を添付しなければなりません。今後、個人番号を提示することにより添付不要になります。そのような手続きのメリットが一番大きいと思います。

(委員)

いつ認知症になるかわからないと思うと不安です。

(会長)

次の報告事項の中に、亀岡市で番号制度を導入する事務一覧が出ていますが、それがどう変わるかというのは窓口事務を行っている現場でもまだわかっていないのではないかと思います。言えるのは、本人確認の効力が高くなるということです。写真のない番号通知書は、必ず全員に交付されますが、住基カードの様に持ち歩くものではありません。持ち歩きたい人は、更にカードを申請する必要があります。このカードは、運転免許証やパスポートを持っていない人にとって、最も本人証明力が高くなりますので、銀行での本人確認や、市役所の窓口での本人確認に使用できます。落としたら困りますが。そして、印鑑証明カードも将来的に統合されるかもしれません。現在は、窓口で発行される証明書については、本人以外が勝手に取得することはできませんが、番号制度により税と社会保障と災害対策の分野で取得できるようになります。今日、提案にある個人情報保護条例の一部改正は、番号制度にあわせて、最低限の条例改正をしておこうというものです。

(委員)

将来は、健康保険証が個人番号カードに統合されるということもありますか。

(会長)

そうなるかもしれません。保険証、免許証、印鑑証明用と、最低でも一人3~4種類のカードを持っていますが、それが個人番号カード1枚に統合されるかもしれません。

(委員)

本件について、皆様のご同意が得られたら、今後、原理原則を理解した上で担当課から出てくる具体的な話しを審議することも大事ですが、担当課からの話しを聞きながら原理原則を考えることとしてもいいのではないのでしょうか。

(会長)

諮問事項については、現行の個人情報保護条例の中に、番号法関連の特定個人情報といった文言やその取扱い等必要な修正を加えるという、番号法に伴い必要となる条例改正について、先ほどからのご議論でお認めいただけますでしょうか。

ありがとうございます。条例については、6月市議会で条例改正案が提案され、議会で審議されます。

それでは、この個人情報保護条例改正については審議会として了承するという事で、答申の文言については私と事務局で調整し、市長に答申したいと思います。

では、次に報告事項の特定個人情報保護評価の実施について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

《資料に基づき説明》

(会長)

12の情報連携未定とは？

17、18の条例規定は、条例を改正するということですか？

(事務局)

17、18は、市で新たな条例を12月までに作る予定です。また、情報連携とは、他の市や機関の情報を照会したり、他の市などに提供したりすることです。12の健康管理に関する事務、予防接種の実施や保健指導の実施については、前住所地の情報を照会することは現時点では想定していないため、情報連携は未定としています。

(会長)

住基番号との併存は、いつまでですか。

(事務局)

住基番号は今後も引き続き持ち続け、マイナンバーと併存します。

(会長)

それでは住民基本台帳ネットワークシステムは今後も存続するのですね。

特定個人情報保護評価は、市長に実施義務がありますので、今回、番号制度の準備段階として最低限の評価を実施し、安全宣言を行いました。

先ほどの案件にあったように、条例を改正し、マイナンバーを実際に始動するための安全性のチェック段階で、今後、必要な条例の制定、電算システムの準備などを行い、なんとか10月に間に合わせようとしているところです。

特定個人情報保護評価は、事務が追加される度に行わなければならないのですか？

(事務局)

マイナンバーを取り扱う事務を始める時には、事前に評価を行わなければなりません。

(会長)

マイナンバーが実際にどう動くのか、まだわかりませんが、一覧表のとおり、住民税とか軽自動車税といった税金の事務でマイナンバーが使われるということですし、この後、出てきますが、臨時給付金の手続きが改善されるかもしれません。税と社会保障と災害対策でマイナンバーが使われます。

次の報告事項は、以前、災害弱者の名簿作成の案件がありましたが、災害対策基本法という国の法律が改正され、災害時支援者名簿作成の運用が変わってきました。それに伴い、亀岡市では避難行動要支援者が誰なのか、名簿はどう作るのか、どう運用するのかということについて、所管課から資料No.3にもとづいて説明していただきます。

(担当課)

《資料に基づき説明》

(会長)

新しい名簿の完成の目途はいつ頃になりますか。

(担当課)

名簿は、データとしては完成しております。ただ、現在、亀岡市の住民基本台帳を含む基幹システムの更新作業を行っており、外字登録をしている漢字が出ない状況になっています。基幹システムは、5月末頃を目途に完成すると聞いていますので、紙データとして完成するのは6月から7月になると思っています。

(会長)

名簿は、消防のデジタルマップに連動する予定はありますか。

(担当課)

このシステムはまだ完成したばかりなので、今後のことになりましたが、以前にも消防からその話を聞いており、できるかもしれません。

(委員)

説明を伺い、非常によく考えてやってもらっていると思います。冒頭にありましたように、どの程度の人を避難所に連れてくるかにまず重点を置かれた。そして次に、これは質問ですが、東北の災害などで、障害を持った人が避難所までたどりついたけれど、薬がきれるということがありました。今後は、この人にはこの薬が必要だということを送達するような連携も必要だと思いますが、将来的にはシステムの構築は可能でしょうか？

(担当課)

最初にこのシステムの目的は3つと申しましたが、4つめの目的がありまして、ただ、まだそこまでいかないので申し上げられないのですが、国からは、個別避難計画を策定するようにと非常に強く言われています。それが、今、言っていただきましたように、個人情報をも綿密に収集し、たとえばこの人は高血圧の薬を欠かすことができないとか、この人の避難先は亀岡小学校だがこのルートを通るとこの川が氾濫した時に危ないということまで想定して避難ルートを確立しなさいというものです。なぜここまで名簿の人数を絞ることにこだわっているかと申しますと、個別避難計画は、人数を絞らなければ作ることができないためです。7,000人ではとてもできません。現在、1,600人程度と言っていますが、同居している人を引いていくと1,500人くらいに落ち着くと思います。そこから個別避難計画を作りたいと考えており、そこへたどり着くのも最終目標です。

(委員)

なるほど、ありがとうございました。

(会長)

少なくとも、災害時に1,500人が亀岡市内26のコミュニティのどこに何人いるかが決まらないと、支援者の必要人数もわからない。支援者が足りない地域が出てくるかもしれません。要件を絞り、絶対に支援を要する人から出発するので、1,500人の緊急対応は進みますが、問題は7,000人とのずれですね。他に何かありますか。

(委員)

避難行動要支援者名簿の対象者ですが、生活の基盤が自宅にあって単身又は高齢者のみの

世帯若しくは障害者のみの世帯とありますが、この障害者のみの世帯というのは、障害者と両親が高齢者であったら、この世帯は対象に入らないということでしょうか。障害者が成人したら、両親は高齢になってきます。

(担当課)

その世帯は対象に入ります。実は、そのケースは多いです。

(委員)

私は、阪神淡路大震災の時、2歳と零歳の子どもがいました。当時、余震もあり、小さな子どもたちを連れてどう逃げようかと自分で色々と考えていました。亀岡に長く住んでいる人は地域になじみがあるので大丈夫ですが、結婚して亀岡に来て、まだ地域になじみのない人は、被災した場合にどこに避難していいかわからず心細いと思います。そういう人にも支援ができたらいいいと思います。

(委員)

本人が要支援なのかわかっていない人、どこに避難すればいいのかわからない人もいると思います。今後、この制度についての説明はあるのですか？

(担当課)

これは、該当者全員に郵送で送りました。

(委員)

該当していない人はわからないのですね。隣の人であっても、助けてあげようと思ってもお付き合いがなければわからないわけですね。

(担当課)

はい。それは個人情報ですので。

(委員)

民生委員児童委員さんとの連携というお話がありましたが、私も高齢者世帯ですので、民生委員さんが来られて、電話番号の入った名刺をもらいました。私は要支援者の対象にはなっていないので、とにかく困ったことがあったら連絡するようにと伝えてくださいました。従って、先ほどの担当課からの説明によると、同意書のある人には民生委員さんが訪問し、説明をしていると思います。

(会長)

最近、防災部門と福祉部門の連携が議論されています。いざという時には、福祉で登録している、いないに分けてられません。災対法の改正に伴い、絶対に支援の必要な人を拾

い上げたこの名簿が出発点となります。そして、9月1日の防災訓練で、自主防災会と福祉関係者が一緒になってどのような訓練ができるか、実際にやってみて、また課題が出てくると思います。子育て世帯への支援なども、全てカバーしなければなりません。自治体としては防災、福祉、地域保健、別々の部署なので、どうしたらいいか、頭の痛いところですね。まずは、この名簿を作って、同意を得た人には今後の声掛けにも使っていきます。ただし、5月か6月以降になるということです。

では、3番目の臨時福祉給付金について、説明をお願いします。

(担当課)

《資料に基づき説明》

(会長)

これは、住民税が確定する5月か6月以降のことですね。

(担当課)

スケジュールについては、住民税の確定は例年6月になりますので、住民税決定後、市役所から制度のご案内を各戸にお送りし、7月以降、申請を受け付けていく予定です。

(会長)

申請制度ですから、今年も金額は少ないが制度が継続してあるので該当すると思われる人はすぐに申請するよう通知する。ただ、昨年と違って貰えない場合もあるということです。

(委員)

明確な所得の捕捉ができないことが原因であれば、マイナンバー制度で所得が明確に捕捉されればわざわざ申請する必要はなくなるのですか？

(会長)

将来的にはそうなるかもしれません。

(担当課)

28年度以降は、制度が継続するかどうかはわかりません。

(会長)

国の財源がなければ継続できないかもしれません。事務費も国から措置されるのですか？

(担当課)

はい。財源は国の全額負担です。ただ、税の情報を使えるような国レベルでの法整備がされておらず、市の給付要綱に基づいた給付事業ですので、本人からの申請により、本人同意

のもと税情報を確認させていただいております。

(委員)

申請は、お父さんとお母さん、どちらの名前になっているのですか？

(担当課)

26年度については、世帯主に案内を送付しました。世帯主がその世帯員をまとめて申請できるような制度設計になっています。

(委員)

世帯主が京都市に住んでいて、お母さんと子どもが亀岡市というような場合は亀岡市ですか？

(担当課)

住民基本台帳の基本的なルールとして、1月1日段階でお父さんが京都市におられる場合、お父さんは京都市で対応します。亀岡市ではお母さんが世帯主になっておられると思いますので、お母さん宛に通知します。

(委員)

給付金は振り込みですか？お父さんの名前になっていれば、お父さんの口座に振り込まれますね。

(担当課)

申請書の中に、振込先を記入する欄があり、口座名義と申請者が違う場合は同意のサインをいただくことになります。

(委員)

お父さんが内緒にしている、困っている人がいるという話を聞きました。

(担当課)

基本的には本人の申請、同意に基づいた指定口座に振り込みます。

(会長)

申請の期限はいつですか。

(担当課)

今年度は1月末です。6か月間を申請期間として設定するよう要綱で定めておりますので、8月から1月末までを申請期間とする予定です。

(会長)

本日予定した議題は以上です。担当課の方、ありがとうございました。

(担当課)

ありがとうございました。(退室)

(事務局)

会長ありがとうございました。委員の皆様には慎重なご審議をいただきありがとうございました。それでは閉会にあたり副会長からご挨拶をお願いいたします。

(副会長)

長時間のご議論お疲れ様でした。マイナンバー法が施行されましたが、現実の問題としてまだこれからです。今後、審議会の意見を求められることもあると思いますがご一緒に議論させていただき、情報漏洩等で個人情報の不利益に使われることがないよう私たちとしても十分監視をしていかなければならないと思っています。本日はありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。以上で終了させていただきます。本日は大変ご苦勞様でした。